

# 平成26年商業統計調査結果書

富 士 市

# はじめに

本書は、平成26年7月1日現在で実施された、『平成26年商業統計調査』の富士市の集計結果を収録したものであります。

商業統計調査は、経済産業省所管の基幹統計調査であり、商業活動の実態を明らかにすることを目的として、昭和27年に第1回調査を実施して以来、昭和51年調査までは2年ごと、平成9年調査までは3年ごとに、平成9年以降は5年ごとに実施され、その中間年(調査の2年後)に簡易調査も実施されております。また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサスー活動調査実施年の2年後に実施することとなり、『平成26年商業統計調査』は、当初から通算して25回目の調査に当たります。

この資料はきわめて総括的なものですが、多少とも皆様方に利用され、本市商業の発展に資することができれば幸いに存じます。

最後に、この調査の実施に当たり、多大な御協力をいただきました事業所の皆様、調査に従事された商業統計調査員・指導員などの関係者の方々に対し、厚くお礼申し上げます。また、この調査のより一層の充実を図るため、今後とも御協力くださいますようお願い申し上げます。

平成28年11月

富士市総務部総務課

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| I 利用のまえに .....   | 1  |
| II 調査結果の概要   |    |
| 1. 概 況 .....   | 9  |
| 2. 事業所数 .....  | 10 |
| 3. 従業者数 .....  | 12 |
| 4. 年間商品販売額 .....   | 13 |
| 5. 売場面積 .....  | 16 |
| III 統計表  |    |
| 1. 県下市別の事業所数、従業者数、年間商品販売額(総数) .....  | 18 |
| 2. 産業分類細分類別の事業所数、従業者数、年間商品販売額等 .....   | 19 |
| 3. 産業分類小分類別・規模別の事業所数、従業者数、年間商品販売額  |    |
| (1) 従業者規模別 .....   | 25 |
| (2) 年間商品販売額階級別(開店1年未満を除く) .....  | 28 |
| (3) 売場面積規模別 .....  | 31 |
| 4. 小売業の産業分類中分類別、営業時間階級別の事業所数(開店・閉店時刻別) .....                                     | 34 |
| 5. 小売業の産業分類小分類別、セルフサービス方式採用事業所の事業所数、従業者数、<br>臨時雇用者数、出向・派遣受入者数、年間商品販売額、売場面積 ..... | 36 |
| 6. 小売業の産業分類細分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額 .....                                       | 38 |
| 7. 小売業の産業分類細分類別、商品販売方法別の事業所数、年間商品販売額 .....                                       | 42 |
| 8. 小売業の産業分類小分類別、来客用駐車場の有無別の事業所数、従業者数、年間<br>商品販売額、収容台数 .....                      | 46 |
| 9. 業態分類別、チェーン組織への加盟別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売<br>場面積 .....                            | 48 |
| 10. 小売業の業態別事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積 .....  | 50 |
| 11. 商業集積地別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積 .....  | 51 |
| IV 地区別統計表  |    |
| 1. 地区別境界図 .....  | 53 |
| 2. 地区別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積 .....  | 54 |

# I 利用のまえに

## 1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

## 2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。

## 3 調査の期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサスー活動調査実施年の2年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサスー基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

年次別の調査期日は、以下のとおり。

| 調査年次    | 調査期日 | 調査種別       | 調査年次    | 調査期日  | 調査種別       |
|---------|------|------------|---------|-------|------------|
| 昭和27年調査 | 9月1日 | 卸売・小売業、飲食店 | 昭和57年調査 | 6月1日  | 卸売・小売業、飲食店 |
| 29      | 9月1日 | 〃          | 60      | 5月1日  | 卸売・小売業     |
| 31      | 7月1日 | 〃          | 61      | 10月1日 | 一般飲食店      |
| 33      | 7月1日 | 〃          | 63      | 6月1日  | 卸売・小売業     |
| 35      | 6月1日 | 〃          | 平成元年調査  | 10月1日 | 一般飲食店      |
| 37      | 7月1日 | 〃          | 3       | 7月1日  | 卸売・小売業     |
| 39      | 7月1日 | 〃          | 4       | 10月1日 | 一般飲食店      |
| 41      | 7月1日 | 〃          | 6       | 7月1日  | 卸売・小売業     |
| 43      | 7月1日 | 〃          | 9       | 6月1日  | 〃          |
| 45      | 6月1日 | 〃          | 11      | 7月1日  | 〃（簡易調査）    |
| 47      | 5月1日 | 〃          | 14      | 6月1日  | 卸売・小売業     |
| 49      | 5月1日 | 〃          | 16      | 6月1日  | 〃（簡易調査）    |
| 51      | 5月1日 | 〃          | 19      | 6月1日  | 卸売・小売業     |
| 54      | 6月1日 | 〃          | 26      | 7月1日  | 〃          |

## 4 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類Ⅰ－卸売業・小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第4条参照）を除く）を対象とした。

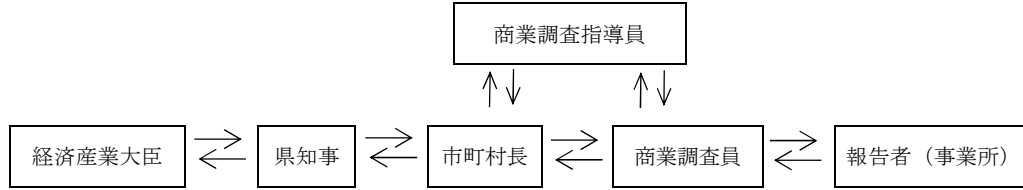
調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

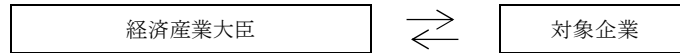
## 5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査方法及び調査経路は、以下のとおり。

- ① 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式



## 6 調査の項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については次の①～⑱の全ての項目、個人経営の事業所については⑦、⑩～⑱を除く項目である。

なお、調査項目のうち⑩～⑮は、小売業のみの調査項目である。

| 調 査 項 目                     |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① 事業所の名称及び電話番号              | ⑪ セルフサービス方式採用の有無         |
| ② 事業所の所在地                   | ⑫ 売場面積                   |
| ③ 事業所の従業者数                  | ⑬ 営業時間等                  |
| ④ 事業所の開設時期                  | ⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数        |
| ⑤ 経営組織                      | ⑮ チェーン組織への加盟の有無          |
| ⑥ 単独事業所・本所・支所の別             | ⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合         |
| ⑦ 資本金等の額及び外国資本比率            | ⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合 |
| ⑧ 年間商品販売額等                  | ⑱ 企業の事業所数等               |
| ⑨ 年間商品販売額の販売方法別割合           |                          |
| ⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合 |                          |

## 7 商業統計調査用分類と事業所の産業の決定方法

商業統計調査用分類は、原則として日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に準拠している。また、事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおり。

### (1) 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上位4桁の分類番号で細分類を決定する。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位2桁の卸売品目（51～55）と小売品目（57～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業か決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁と順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「536 再生資源卸売業」のみ、または、消費財の品目が「559 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

表1 財別と産業分類

| 財 別   | 小分類 | 産 業 分 類 名           |
|-------|-----|---------------------|
| 生 産 財 | 511 | 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く） |
|       | 532 | 化学製品卸売業             |
|       | 533 | 石油・鉱物卸売業            |
|       | 534 | 鉄鋼製品卸売業             |
|       | 535 | 非鉄金属卸売業             |
|       | 536 | 再生資源卸売業             |
| 資 本 財 | 531 | 建築材料卸売業             |
|       | 541 | 産業機械器具卸売業           |
|       | 542 | 自動車卸売業              |
|       | 543 | 電気機械器具卸売業           |
|       | 549 | その他の機械器具卸売業         |
| 消 費 財 | 512 | 衣服卸売業               |
|       | 513 | 身の回り品卸売業            |
|       | 521 | 農畜産物・水産物卸売業         |
|       | 522 | 食料・飲料卸売業            |
|       | 551 | 家具・建具・じゅう器等卸売業      |
|       | 552 | 医薬品・化粧品等卸売業         |
|       | 553 | 紙・紙製品卸売業            |
|       | 559 | 他に分類されない卸売業         |

ウ 「5598 代理商、仲立業」

「卸売販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店、総合スーパー」

表2の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

表2 「衣」、「食」及び「住」と産業分類

| 衣・食・住別 | 中分類 | 産 業 分 類 名      |
|--------|-----|----------------|
| 衣      | 57  | 織物・衣服・身の回り品小売業 |
| 食      | 58  | 飲食料品小売業        |
| 住      | 59  | 機械器具小売業        |
|        | 60  | その他の小売業        |

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表3の小分類「582～589」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいう。

表3 飲食料品小売業に関する産業分類

| 財 別        | 小分類 | 産 業 分 類 名   |
|------------|-----|-------------|
| 58 飲食料品小売業 | 582 | 野菜・果実小売業    |
|            | 583 | 食肉小売業       |
|            | 584 | 鮮魚小売業       |
|            | 585 | 酒小売業        |
|            | 586 | 菓子・パン小売業    |
|            | 589 | その他の飲食料品小売業 |

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所をいう。

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「60211 金物」、「60221 荒物」、「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所をいう。

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

## 8 主な用語の説明

### (1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

- ③ 主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など}を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）  
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。  
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業{大分類Q-サービス業（他に分類されないもの）}とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）  
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所  
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。



- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 期間を決めずに雇用されている者
  - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
  - ウ 平成26年5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他から出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。
- (5) 年間商品販売額
- 平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。
- (6) その他の収入額
- 平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。
- ① 修理料  
商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。
  - ② 仲立手数料  
他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。
  - ③ 製造業出荷額  
自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。
  - ④ 飲食部門収入額  
客の注文に応じ調理した飲食料品等を提供したことによる収入額。
  - ⑤ サービス業収入額  
販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。
  - ⑥ 上記以外の収入額  
①～⑤以外のその他の収入額。
- (7) 販売方法
- ① 現金販売  
現金で商品を販売した場合をいう。なお、商品券、小切手、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。
  - ② 電子マネーによる販売  
非接触型ICカードで利用前にチャージを行うプリペイド方式により販売した場合をいう。  
なお、後払いのポストペイ方式により販売したものは、「③ 信用販売（イ 掛売・その他）」に含む。
  - ③ 信用販売
    - ア クレジットカードによる販売  
信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいう。

## イ 掛売・その他

上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。

また、新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

### (8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つ条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

### (9) 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

### (10) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

#### ① 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用駐車場をいう。

#### ② 共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用駐車場をいう。

#### ③ 収容台数

専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

### (11) チェーン組織（小売業のみ）

#### ① フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

#### ② ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

#### ③ いずれにも加盟していない事業所

上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系列のガソリンスタンドなど。

## 9 その他

### (1) 本結果書について

① 本結果書は、「平成26年商業統計調査」の調査結果で日本標準産業分類に掲げる「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計したものである。

ア 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと

イ 産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

② 調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成25年1年間である。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成26年7月1日現在の数値である。

③ 本調査において、以下の理由により実施者である経済産業省と同様、前回調査等との比較は行っていない。

ア 本調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しないため、比較は行っていない。

イ 全産業分野を対象とした平成24年経済センサス－活動調査における商業事業所は、本調査と集計対象範囲が異なることから、比較は行っていない。

### (2) 「不詳」について

統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目及び当該項目の数値が得られなかったことを表している。

① 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業（宅配専門）に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所は不詳となる。

② 「営業時間」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）に属する事業所は不詳となる。

### (3) その他

① 統計表中の記号は、次のとおりとする。

「－」 …… 該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないもの

「0」 …… 端数四捨五入による単位未満のもの

「△」 …… 負数であることを示す（統計数値の前に付す。）

「X」 …… 事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

② 単位未満四捨五入のため、内容と合計が一致しないことがある。

③ この結果書の数値は、市が独自で集計したものであるため、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。